

○小樽市週休2日設定工事要領

令和6年2月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、小樽市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るほか、労働基準法の改定(平成31年4月施行)により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となることから、週休2日を設定する工事(以下「週休2日設定工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日設定工事 対象期間において、土・日曜日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始6日間(12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日)及び夏季休暇3日間(概ね8月13日から8月17日までのうち、土・日曜日を含んだ連続した休業日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まない。)をいう。
- (3) 工事着手日 準備工後、主たる工事のために現場に継続的に常駐した最初の日をいう。(契約上の着手届の日付とは限らない。また「主たる工事」とは、準備工を除く直接工事費に係る各工種の現場作業のことをいう。)
- (4) 工事完成日 主たる工事のために現場に継続的に常駐した最後の日をいう。(契約上の完工届の日付とは限らない。また後片付け作業等が残っていても対象期間に含まない。)
ただし、工事完成日の属する週の現場閉所日については、現場に継続して常駐した最後の日から最大2日の範囲内で対象期間に参入することを認める。
- (5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。(現場事務所での事務作業も閉所と見なされない。)
- (6) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数(降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。)の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、現場閉所が可能な全ての工事(準備・後片付け期間及び不稼働日(休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものに限る。)とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、施工時期又は工期末に制限のある工

事、全体工期に対して現場施工日数が極端に少ない工事(舗装工のみの工事等)等週休2日による施工の実施に適さない工事を除く。

(発注方式)

第4条 発注方式は、発注段階から週休2日を基本とした発注者指定型とする。

(補正方法)

第5条 週休2日設定工事については、当初予定価格から4週8休を前提とした経費等の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果4週8休に満たない場合は、経費等を減額補正する。また、工期設定も4週8休を見込んだ工期設定とする。

(実施における留意事項)

第6条 契約後受注者が週休2日(4週8休以上)による施工を履行することができなかったときは、工事成績評価において減点の措置を行う。

2 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとする。この場合において、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日に含めるものとする。また、週休2日の達成は、対象期間全体における現場閉所日数割合によるが、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

3 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内や同月内等、当初予定していた現場閉所日から可能な限り近接した日程で設定するよう努めるものとする。

4 受注者は、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取り又は受注者からの関係書類(休日等取得実績調書のほか、工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等も可とする。)の提示により確認を行うものとする。

6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

7 発注者は、週休2日設定工事においては、次の各号に掲げる工事の区分に応じて当該各号に定める経費等を補正する。

(1) 土木工事 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

(2) 営繕工事 労務費

(3) 漁港工事 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

※労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

8 漁港工事における週休2日工事(現場閉所)において、海上作業^{※1}と陸上作業を分離し、それぞれに、工程管理、品質管理、技術上の指揮監督を担当する技術者^{※2}を配置して施工を進める場合は、海上作業と陸上作業で異なる日を現場閉所日に設定できることとする。

履行確認方法：海上作業、陸上作業それぞれの週休2日対象確認期間に対する現

場閉所日数を合算し現場閉所率を算出する。

※1 海上作業とは、作業船使用もしくは水中作業等海象条件の影響を受ける作業をいう。

※2 それぞれを担当する技術者に必要な資格等は特に規定しないが、担当技術者が主任(監理)技術者と異なる場合においても、主任(監理)技術者は、担当技術者と緊密に連携し工事全体に対して主任(監理)技術者としての職務を果たすこととする。

(その他)

第7条 受注者は、週休2日設定工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付する工事に適用する。ただし、令和6年3月1日から同年3月31日までの間に執行される入札(ゼロ市債並びに令和5年度繰越に係る工事等)を含むものとする。

別紙1 週休2日設定工事实施フロー[別紙参照]

別紙2 告示・特記仕様書の記載例[別紙参照]

別紙3 工事施工協議簿(計画工程表受理時)[別紙参照]

別紙4 週休2日設定工事の経費等の補正について[別紙参照]

別紙5 週休2日設定工事における工事成績評定の取扱いについて[別紙参照]

別紙6 休日等取得実績調書[別紙参照]